

<h1>静岡市報</h1>	No. 45
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目 次

**条 例**

- 静岡市不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する条例・・・・・・・・・・ 5
- 静岡市議会議員及び静岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 静岡市職員の給与に関する条例及び静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 静岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例・・・・ 25
- 静岡市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・ 26
- 静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例・・・・ 27
- 静岡市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・ 31
- 静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例・・・・ 36

**規 則**

- 静岡市会計規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
- 静岡市社会福祉法施行細則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53
- 静岡市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 57
- 静岡市歴史博物館条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58
- 静岡市国民健康保険条例等施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
- 静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・ 60
- 静岡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則・・・・ 61
- 静岡市歴史博物館条例の一部の施行期日を定める規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62

**告 示**

- 国民健康保険法第80条の2の規定による保険料の徴収の事務の委託を定めた告示の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64

**駿河区選挙管理委員会告示**

- 公職選挙法及び日本国憲法の改正手続に関する法律による駿河区の投票区を設置する告示

の一部改正・・66

---

＜本号で登載された条例のあらまし＞

◇ 静岡市不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する条例（令和4年静岡市条例第55号）

良好な生活環境を確保するための支援及び措置に関する必要な事項を定めることにより、市民が安全かつ安心して快適に暮らすことができる地域社会の実現に資するため、本条例を制定することとした。

---

◇ 静岡市議会議員及び静岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（令和4年静岡市条例第56号）

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、静岡市議会議員及び静岡市長選挙における選挙運動に要する経費の公費負担の限度額を引き上げるため、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市職員の給与に関する条例及び静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和4年静岡市条例第57号）

職員等の給与改定のため、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年静岡市条例58号）

議員の給与改定のため、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年静岡市条例第59号）

特別職の給与改定のため、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（令和4年静岡市条例60号）

会計年度任用職員の給与改定のため、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年静岡市条例第61号）

教育職員の給与改定のため、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年静岡市条例第62号）

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与改定のため、所要の改正をすることとした。

# 条 例

静岡市不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する条例をここに公布する。

令和4年12月16日

静岡市長 田 辺 信 宏

#### 静岡市条例第55号

静岡市不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、建築物等における物品等の堆積等によって生じる周辺的生活環境の悪化等の影響に対して、これを生じさせた者が抱える生活上の諸問題に配慮しつつ、その影響を解消し、及び良好な生活環境を確保するための支援及び措置に関し必要な事項を定めることにより、もって市民が安全かつ安心で快適に暮らすことができ、及び相互に支え合う地域社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物等 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物及びその敷地をいう。
- (2) 不良な生活環境 建築物等における物品等の堆積若しくは放置、当該建築物等の不良な管理、不適切な動物の飼養若しくは保管若しくは動物に対する不適切な給餌若しくは給水又は立木若しくは雑草の繁茂等により、当該建築物等の周辺における生活環境が著しく損なわれ、又は損なわれるおそれがある状態をいう。
- (3) 原因者 不良な生活環境を生じさせた者をいう。

(基本方針)

第3条 不良な生活環境の解消は、次に掲げる基本方針に基づき実施されるものとする。

- (1) 不良な生活環境は、原因者が自ら解消することを原則とする。
- (2) 不良な生活環境の発生の背景に、原因者の精神的又は身体的な状況、地域社会における孤立等の生活上の課題等があり得ることを踏まえ、福祉的な視点から、原因者に寄り添い、

原因者が自ら当該不良な生活環境を解消するための支援を行うものとする。

(3) 不良な生活環境を予防し、及び解消するための支援は、市、地域住民、関係機関等が協力して行うものとする。

(4) 前3号に掲げる方針により不良な生活環境の解消のための支援を行ってもなお解消されない場合は、当該不良な生活環境の解消に必要な措置を講ずるものとする。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、前条に規定する基本方針にのっとり、不良な生活環境の解消に関する施策を適切かつ総合的に実施するものとする。

2 市は、不良な生活環境の解消に当たって、関係法令に基づく措置のうち、その権限に属するものを適切に行使するとともに、関係機関との円滑な連携を確保し、総合的な解決を図るものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、不良な生活環境の発生の予防に努めるものとする。

2 市民は、市が実施する不良な生活環境の解消に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(調査等)

第6条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、建築物等の状態、使用状況等について、原因者、当該建築物等の所有者その他の関係者に対し報告を求めることができる。

2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員をして、不良な生活環境にある建築物等に立ち入り、必要な調査を行わせ、又は関係者に質問させることができる。

3 市長は、この条例の施行に必要な限度において、関係機関に対し、建築物等の居住者に関する情報の提供を求めることができる。

4 市長は、この条例の施行に必要な限度において、原因者、建築物等の所有者その他の関係者に関する事項について、市の保有する情報を利用することができる。

5 第2項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(支援)

第7条 市長は、原因者に対し、自ら不良な生活環境を解消するための支援を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による支援に当たっては、不良な生活環境の状況及び原因者の事情に応じ、堆積した廃棄物の排出の指導又は収集、建築物等の緊急的な補修の援助、動物の適切な飼い方の指導、動物の引取り、立木等の伐採の助言、市営住宅への入居の誘導等の適宜の

手法を選択するものとする。

- 3 市長は、地域住民、関係機関等に対して必要な情報提供を行い、その協力を得て原因者が自ら不良な生活環境を解消するための支援、当該不良な生活環境が解消された後における再発防止のための見守りその他の取組をこれらの者と協力して行うものとする。

(指導及び勧告)

第8条 市長は、前条第1項の規定による支援を行っても不良な生活環境が解消しない場合において、その不良な生活環境が周辺的生活環境に対して著しい悪影響を及ぼすと認めるときは、不良な生活環境の原因となる物品等の堆積若しくは放置をする者（以下「堆積者」という。）又は不良な生活環境に係る建築物等の所有者に対し、その不良な生活環境を解消するために必要な措置をとるように指導することができる。

- 2 市長は、前項の規定による指導をした場合において、なおその不良な生活環境が解消しないと認めるときは、当該指導を受けた者（堆積者に限る。）に対し、期限を定めて当該物品等の堆積又は放置を解消するために必要な措置をとることを勧告することができる。

(命令及び代執行)

第9条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に係る措置をとらなかった場合において、その者に対し、期限を定めて当該勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

- 2 市長は、前項の規定による命令を受けた者が正当な理由なく当該命令に従わない場合において、他の手段によっては命令した措置の履行を確保することが困難であり、かつ、当該措置の不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところにより、当該措置を当該命令を受けた者に代わって行うことができる。

- 3 市長は、第1項の規定による命令及び前項の規定による代執行をしようとするときは、あらかじめ次条に規定する審議会に諮問しなければならない。

(静岡市不良な生活環境解消推進審議会の設置)

第10条 不良な生活環境の解消を推進するため、静岡市不良な生活環境解消推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第11条 審議会は、第9条第3項の規定による諮問に対し答申を行うほか、不良な生活環境の解消に関する重要事項について調査審議する。

(組織)

第12条 審議会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 福祉関係団体を代表する者

(3) 町内会及び自治会の代表者

(委員の任期)

第13条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第14条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長は、審議会の会議の議長となる。

4 審議会に、会長の指名により、副会長を置く。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第15条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、審議会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委員の守秘義務)

第16条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第17条 審議会の庶務は、環境局において処理する。

(審議会の運営に関する委任)

第18条 第10条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(罰則)



第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 正当な理由なしに、第6条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第2項の規定による立入調査を拒み、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
- (2) 第9条第1項の規定による命令に違反した者

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

静岡市議会議員及び静岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月16日

静岡市長 田 辺 信 宏

#### 静岡市条例第56号

静岡市議会議員及び静岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

静岡市議会議員及び静岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成15年静岡市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「1万5,800円」を「1万6,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第9条第1号中「7円51銭」を「7円73銭」に改め、同条第2号中「37万5,500円と5円2銭」を「38万6,500円と5円18銭」に改める。

第13条第1号中「525円6銭」を「541円31銭」に、「31万500円」を「31万6,250円」に改め、同条第2号中「26万2,530円と27円50銭」を「27万655円と28円35銭」に、「31万500円」を「31万6,250円」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の静岡市議会議員及び静岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

静岡市職員の給与に関する条例及び静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月16日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第57号

静岡市職員の給与に関する条例及び静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(静岡市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 静岡市職員の給与に関する条例（平成15年静岡市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第31条第2項第1号中「100分の95」を「100分の105」に、「100分の115」を「100分の125」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の50」に、「100分の55」を「100分の60」に改める。

別表第1中

「

1	142,000	199,400	231,500	264,200	319,900	352,300	398,200	437,300	456,500
2	143,100	201,200	233,100	266,000	322,400	354,900	400,700	440,300	459,600
3	144,300	203,000	234,600	267,800	324,900	357,500	403,200	442,900	462,300
4	145,300	204,900	236,200	269,900	327,300	360,100	405,700	445,900	465,400
5	146,400	206,400	237,600	271,600	329,000	362,400	408,000	448,800	468,300
6	147,500	208,200	239,300	273,400	331,400	365,100	410,500	451,700	471,300
7	148,600	210,100	240,800	275,200	333,700	367,800	413,000	454,600	474,300
8	149,600	211,900	242,400	277,200	336,100	370,600	415,500	457,500	477,300
9	150,600	213,500	243,500	279,200	337,600	372,900	417,700	460,100	479,900

10	152,000	215,400	245,000	281,200	339,900	375,600	420,100	463,000	482,900
11	153,200	217,200	246,600	283,100	342,200	378,300	422,600	465,900	485,900
12	154,500	219,000	247,900	285,000	344,500	380,900	425,000	468,800	488,900
13	155,700	220,500	249,400	287,000	345,900	383,200	427,200	471,300	491,500
14	157,100	222,300	250,800	288,900	348,200	385,600	429,400	473,600	493,800
15	158,600	224,000	252,100	290,800	350,500	388,000	431,600	475,900	496,100
16	160,100	225,900	253,500	292,600	352,800	390,400	433,800	478,200	498,400
17	161,300	227,600	255,000	294,400	354,500	392,600	435,700	480,200	500,400
18	162,800	229,300	256,500	296,200	356,800	394,800	437,700	481,600	501,900
19	164,200	231,000	258,000	298,000	358,500	397,000	439,700	483,000	503,400
20	165,700	232,700	260,000	300,500	360,900	399,200	441,700	484,400	504,900
21	166,900	234,000	261,600	302,000	362,400	400,400	443,200	485,500	506,100
22	169,600	235,800	263,300	304,500	364,400	403,000	444,800	486,900	507,600
23	172,100	237,400	264,900	306,000	366,400	405,100	446,600	488,300	509,100
24	174,600	239,000	266,500	308,000	368,400	407,200	448,000	489,700	510,600
25	177,100	240,600	268,100	310,000	370,400	409,300	449,400	491,100	511,700
26	178,800	241,200	270,000	312,000	372,400	410,800	450,900	492,200	512,900
27	180,400	243,000	271,600	314,000	374,400	412,000	452,600	493,600	514,100
28	182,000	244,800	273,000	316,000	376,400	414,100	454,000	494,600	515,300
29	183,500	245,500	275,000	318,000	378,000	415,500	455,600	495,600	516,600
30	185,100	246,200	277,000	320,000	379,000	417,000	456,600	496,600	517,600
31	186,900	247,700	278,000	322,000	381,000	418,000	457,600	497,600	518,600
32	188,500	248,000	280,000	324,000	383,000	420,000	458,600	498,000	519,600
33	190,100	250,000	281,000	325,000	385,000	421,000	459,600	498,800	520,100
34	191,400	251,000	283,000	327,000	386,000	423,000	460,600	499,600	520,900
35	192,900	252,000	285,000	329,000	388,000	424,000	461,600	500,000	521,700
36	194,400	253,000	287,000	331,000	389,000	426,000	461,600	500,000	522,500
37	195,600	254,000	289,000	333,000	391,000	427,000	462,600	501,000	523,100
38	196,900	256,000	290,000	335,000	392,000	428,000	463,600	502,000	523,800
39	198,000	257,000	292,000	337,000	393,000	429,000	464,600	502,000	524,400

を

40	199,300	258,600	294,300	339,200	395,000	430,000	465,300	503,400	525,200
1	145,000	199,400	231,500	264,200	319,900	352,300	398,200	437,300	456,500
2	146,100	201,200	233,100	266,000	322,400	354,900	400,700	440,300	459,600
3	147,300	203,000	234,600	267,800	324,900	357,500	403,200	442,900	462,300
4	148,300	204,900	236,200	269,900	327,300	360,100	405,700	445,900	465,400
5	149,400	206,400	237,600	271,600	329,000	362,400	408,000	448,800	468,300
6	150,500	208,200	239,300	273,400	331,400	365,100	410,500	451,700	471,300
7	151,600	210,100	240,800	275,200	333,700	367,800	413,000	454,600	474,300
8	152,600	211,900	242,400	277,200	336,100	370,600	415,500	457,500	477,300
9	153,600	213,500	243,500	279,200	337,600	372,900	417,700	460,100	479,900
10	155,000	215,400	245,000	281,200	339,900	375,600	420,100	463,000	482,900
11	156,200	217,200	246,600	283,100	342,200	378,300	422,600	465,900	485,900
12	157,500	219,000	247,900	285,000	344,500	380,900	425,000	468,800	488,900
13	158,700	220,500	249,400	287,000	345,900	383,200	427,200	471,300	491,500
14	160,100	222,300	250,800	288,900	348,200	385,600	429,400	473,800	493,800
15	161,600	224,000	252,100	290,800	350,500	388,000	431,600	475,900	496,100
16	163,100	225,900	253,500	292,600	352,800	390,400	433,800	478,200	498,400
17	164,300	227,600	255,000	294,400	354,500	392,600	435,700	480,200	500,400
18	165,800	229,300	256,500	296,200	356,700	394,800	437,700	481,600	501,900
19	167,200	231,000	258,200	298,000	358,900	397,000	439,700	483,000	503,400
20	168,700	232,800	260,000	300,500	360,900	399,200	441,700	484,400	504,900
21	169,900	234,600	261,600	302,400	362,400	400,400	443,200	485,500	506,100
22	172,600	235,800	263,300	304,500	364,400	403,000	444,800	486,900	507,600
23	175,100	237,400	264,900	306,500	366,400	405,100	446,400	488,300	509,100
24	177,600	239,000	266,500	308,500	368,400	407,200	448,000	489,700	510,600
25	180,100	240,600	268,100	310,500	370,400	409,300	449,600	491,100	511,700
26	181,800	241,600	270,200	312,500	372,200	410,800	450,900	492,200	512,900
27	183,400	243,000	271,600	314,400	374,000	412,600	452,500	493,400	514,100

に

28	185,000	244,200	273,600	316,400	376,100	414,300	454,100	494,600	515,300
29	186,500	245,500	275,300	318,100	378,000	415,700	455,600	495,600	516,600
30	187,700	246,700	277,000	320,100	379,800	417,200	456,600	496,400	517,600
31	189,200	247,700	278,800	322,200	381,600	418,700	457,600	497,200	518,600
32	190,600	248,900	280,300	324,300	383,400	420,200	458,600	498,000	519,600
33	192,100	250,300	281,800	325,500	385,000	421,700	459,200	498,800	520,100
34	193,000	251,300	283,700	327,500	386,600	423,200	460,100	499,500	520,900
35	194,200	252,500	285,500	329,400	388,200	424,700	461,000	500,200	521,700
36	195,400	253,800	287,400	331,500	389,800	426,200	461,900	500,900	522,500
37	196,400	254,700	289,000	333,400	391,300	427,300	462,700	501,500	523,100
38	197,400	256,100	290,700	335,300	392,500	428,200	463,600	502,100	523,800
39	198,300	257,300	292,500	337,300	393,700	429,100	464,400	502,700	524,400
40	199,400	258,600	294,300	339,300	395,000	430,000	465,300	503,300	525,200

」

改める。

別表第2 医療職給料表ア医療職給料表（1）中

「

1	302,400	392,700	474,700
2	306,000	396,000	477,200
3	309,600	399,300	479,700
4	313,200	402,600	482,200
5	316,300	405,600	484,600
6	320,200	408,800	487,100
7	324,100	412,000	489,600
8	328,000	415,200	492,100
9	331,200	418,300	494,400
10	335,200	421,500	496,800
11	339,200	424,700	499,200
12	343,200	427,900	501,600
13	346,500	430,800	503,800

14	350,300	433,700	506,100
15	354,100	436,600	508,400
16	357,900	439,500	510,700
17	361,000	442,100	512,700
18	364,900	444,900	515,000
19	368,800	447,700	517,300
20	372,700	450,500	519,600
21	375,600	453,200	521,800
22	379,500	455,900	523,700
23	383,400	458,600	525,600
24	387,300	461,300	527,500
25	390,600	463,900	529,200
26	393,500	466,600	531,000
27	396,400	469,300	532,800
28	399,300	472,000	534,600
29	401,900	474,600	536,300
30	404,500	477,100	538,100
31	407,100	479,600	539,900
32	409,700	482,100	541,700

を

「

1	308,600	392,700	474,700
2	311,900	396,000	477,200
3	315,100	399,300	479,700
4	318,300	402,600	482,200
5	321,000	405,600	484,600
6	324,600	408,800	487,100
7	327,900	412,000	489,600
8	331,400	415,200	492,100
9	334,200	418,300	494,400

」

10	338,000	421,500	496,800
11	341,500	424,700	499,200
12	345,300	427,900	501,600
13	348,300	430,800	503,800
14	351,800	433,700	506,100
15	355,500	436,600	508,400
16	359,200	439,500	510,700
17	362,000	442,100	512,700
18	365,900	444,900	515,000
19	369,800	447,700	517,300
20	373,700	450,500	519,600
21	376,600	453,200	521,800
22	380,500	455,900	523,700
23	384,300	458,600	525,600
24	388,200	461,300	527,500
25	391,500	463,900	529,200
26	394,300	466,600	531,000
27	397,100	469,300	532,800
28	399,900	472,000	534,600
29	402,400	474,600	536,300
30	404,900	477,100	538,100
31	407,400	479,600	539,900
32	409,800	482,100	541,700

に

改め、別表第2 医療職給料表イ医療職給料表（2）中

「

1	154,200	178,300	297,200	338,200
2	155,800	179,900	299,500	340,800
3	157,400	181,500	301,800	343,400
4	159,000	183,100	304,100	346,000



5	160,100	184,100	305,900	348,600
6	162,000	185,700	308,000	351,200
7	163,900	187,300	310,100	353,800
8	165,800	188,900	312,300	356,400
9	167,100	190,000	314,000	358,700
10	169,800	191,600	316,100	361,300
11	172,500	193,200	318,100	363,900
12	175,200	194,800	320,200	366,500
13	177,500	196,000	322,000	369,000
14	178,500	197,800	324,200	371,700
15	179,500	199,600	326,300	374,400
16	180,800	201,400	328,400	377,100
17	181,800	202,800	330,100	379,400
18	182,800	204,100	332,200	382,000
19	183,800	205,400	334,200	384,600
20	184,800	206,700	336,200	387,200
21	185,700	208,000	337,900	389,600
22	187,300	209,700	340,000	392,000
23	188,900	211,400	342,100	394,400
24	190,500	213,100	344,200	396,800
25	192,100	214,400	345,900	399,100
26	194,100	215,800	347,900	401,300
27	196,100	217,200	349,900	403,500
28	198,100	218,600	351,900	405,700
29	200,100	220,100	353,600	407,600
30	201,800	222,100	355,600	409,600
31	203,500	224,100	357,600	411,600
32	205,200	226,100	359,600	413,600

を

J

「	1	157,400	180,000	297,200	338,200
	2	159,000	181,600	299,500	340,800
	3	160,600	183,200	301,800	343,400
	4	162,200	184,800	304,100	346,000
	5	163,300	185,800	305,900	348,600
	6	165,200	187,400	308,000	351,200
	7	167,100	189,000	310,100	353,800
	8	169,000	190,600	312,300	356,400
	9	170,100	191,700	314,000	358,700
	10	172,300	193,300	316,100	361,300
	11	174,400	194,900	318,100	363,900
	12	176,500	196,500	320,200	366,500
	13	178,300	197,700	322,000	369,000
	14	179,300	199,500	324,200	371,700
	15	180,300	201,300	326,300	374,400
	16	181,300	203,100	328,400	377,100
	17	182,300	204,500	330,100	379,400
	18	183,200	205,800	332,200	382,000
	19	184,000	207,100	334,200	384,600
	20	184,900	208,400	336,200	387,200
	21	185,700	209,700	337,900	389,600
	22	187,300	211,400	340,000	392,000
	23	188,900	212,900	342,100	394,400
	24	190,500	214,400	344,200	396,800
	25	192,100	215,500	345,900	399,100
	26	194,100	216,700	347,900	401,300
	27	196,100	217,700	349,900	403,500
	28	198,100	218,900	351,900	405,700
	29	200,100	220,300	353,600	407,600

に

30	201,800	222,300	355,600	409,600
31	203,500	224,200	357,600	411,600
32	205,200	226,200	359,600	413,600

改め、別表第2 医療職給料表ウ医療職給料表（3）中

1	154,900	188,600	257,500	319,800	370,200
2	156,300	190,900	259,700	322,200	373,000
3	157,700	193,200	261,900	324,600	375,800
4	159,100	195,500	264,100	327,000	378,500
5	160,000	197,400	266,100	328,700	381,200
6	161,400	198,800	268,000	330,700	383,700
7	162,800	200,200	269,900	332,700	386,200
8	164,200	201,600	271,800	334,700	388,700
9	165,200	202,900	273,400	336,700	391,200
10	166,600	204,400	275,800	338,600	393,600
11	168,000	205,900	278,200	340,500	396,000
12	169,400	207,400	280,600	342,400	398,400
13	170,500	208,500	282,900	344,300	400,600
14	172,200	208,800	285,200	346,200	402,900
15	173,900	209,200	287,500	348,100	405,200
16	175,500	209,800	289,800	350,000	407,500
17	177,600	210,300	292,100	351,600	409,600
18	179,200	211,300	294,500	353,400	411,900
19	180,800	212,300	296,900	355,200	414,200
20	182,400	213,400	299,300	357,000	416,500
21	183,700	214,700	301,600	358,700	418,500
22	186,000	216,200	303,800	360,700	420,400
23	188,300	217,700	306,000	362,700	422,300

を

	24	190,600	219,200	308,200	364,700	424,200	
							」
「							
	1	158,100	189,900	257,500	319,800	370,200	
	2	159,500	192,200	259,700	322,200	373,000	
	3	160,800	194,500	261,900	324,600	375,800	
	4	162,000	196,800	264,100	327,000	378,500	
	5	162,900	198,700	266,100	328,700	381,200	
	6	164,100	200,100	268,000	330,700	383,700	
	7	165,000	201,500	269,900	332,700	386,200	
	8	166,000	202,900	271,800	334,700	388,700	
	9	166,900	204,200	273,400	336,700	391,200	
	10	167,900	205,700	275,800	338,600	393,600	
	11	169,300	207,200	278,200	340,500	396,000	
	12	170,700	208,700	280,600	342,400	398,400	
	13	171,600	209,800	282,900	344,300	400,600	に
	14	173,100	210,100	285,200	346,200	402,900	
	15	174,600	210,500	287,500	348,100	405,200	
	16	175,900	211,100	289,800	350,000	407,500	
	17	178,200	211,500	292,100	351,600	409,600	
	18	179,700	212,200	294,500	353,400	411,900	
	19	181,200	213,200	296,900	355,200	414,200	
	20	182,700	214,300	299,300	357,000	416,500	
	21	183,700	215,600	301,600	358,700	418,500	
	22	186,000	217,100	303,800	360,700	420,400	
	23	188,300	218,200	306,000	362,700	422,300	
	24	190,600	219,300	308,200	364,700	424,200	」

改める。

別表第3中

1	151,800	201,200	253,600	312,800	351,000
2	153,400	203,000	255,600	315,100	353,500
3	155,000	204,800	257,600	317,400	355,900
4	156,600	206,500	259,600	319,600	358,400
5	158,200	208,200	261,600	321,800	360,800
6	159,800	210,100	263,600	324,000	363,200
7	161,400	212,000	265,600	326,100	365,600
8	163,000	213,800	267,600	328,200	368,000
9	164,600	215,600	269,600	330,300	370,100
10	166,200	217,500	271,600	332,200	372,300
11	167,800	219,400	273,600	334,100	374,400
12	169,400	221,300	275,600	336,000	376,500
13	171,000	223,200	277,600	337,800	378,400
14	172,700	225,100	279,600	339,700	380,300
15	174,400	227,000	281,600	341,600	382,200
16	176,100	228,900	283,500	343,500	384,100
17	177,800	230,800	285,400	345,300	385,700
18	179,500	232,700	287,400	347,200	387,500
19	181,300	234,600	289,400	349,100	389,300
20	183,100	236,500	291,300	351,000	391,000
21	184,900	238,400	293,200	352,800	392,500
22	186,800	240,400	295,200	354,700	394,200
23	188,700	242,400	297,200	356,600	395,800
24	189,800	244,300	299,100	358,500	397,400
25	190,900	246,200	301,000	360,300	398,800
26	192,000	248,200	303,000	362,100	400,400
27	193,300	250,200	305,000	363,900	402,000
28	194,600	252,100	306,900	365,600	403,500
29	195,900	254,000	308,800	367,300	405,000

を

30	197,300	256,000	310,800	369,100	406,300
31	198,700	258,000	312,800	370,900	407,600
32	200,000	260,000	314,700	372,600	408,900

「

1	155,000	201,200	253,600	312,800	351,000
2	156,600	203,000	255,600	315,100	353,500
3	158,200	204,800	257,600	317,400	355,900
4	159,800	206,500	259,600	319,600	358,400
5	161,400	208,200	261,600	321,800	360,800
6	163,000	210,100	263,600	324,000	363,200
7	164,600	212,000	265,600	326,100	365,600
8	166,200	213,800	267,600	328,200	368,000
9	167,800	215,600	269,600	330,300	370,100
10	169,400	217,500	271,600	332,200	372,300
11	171,000	219,400	273,600	334,100	374,400
12	172,600	221,300	275,600	336,000	376,500
13	174,000	223,200	277,600	337,800	378,400
14	175,200	225,100	279,600	339,700	380,300
15	176,500	227,000	281,600	341,600	382,200
16	177,900	228,900	283,500	343,500	384,100
17	179,500	230,800	285,400	345,300	385,700
18	181,000	232,700	287,400	347,200	387,500
19	182,700	234,600	289,400	349,100	389,300
20	184,400	236,500	291,300	351,000	391,000
21	186,200	238,400	293,200	352,800	392,500
22	188,100	240,400	295,200	354,700	394,200
23	190,000	242,400	297,200	356,600	395,800
24	190,900	244,300	299,100	358,500	397,400
25	191,800	246,200	301,000	360,300	398,800

に

26	192,700	248,200	303,000	362,100	400,400
27	193,900	250,200	305,000	363,900	402,000
28	195,100	252,100	306,900	365,600	403,500
29	196,300	254,000	308,800	367,300	405,000
30	197,700	256,000	310,800	369,100	406,300
31	199,000	258,000	312,800	370,900	407,600
32	200,100	260,000	314,700	372,600	408,900

」

改める。

第2条 静岡市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第31条第2項第1号中「100分の105」を「100分の100」に、「100分の125」を「100分の120」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の47.5」に、「100分の60」を「100分の57.5」に改める。

(静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年静岡市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項から第4項までの規定中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第4条 静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項から第4項までの規定中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

(適用)

- 2 第1条の規定による改正後の静岡市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）別表第1から別表第3までの規定は令和4年4月1日から、改正後の給与条例第31条第2項及び第3条の規定による改正後の静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）第9条第2項から第4項までの規定は令和4年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の静岡市職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。



静岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月16日

静岡市長 田 辺 信 宏

#### 静岡市条例第58号

静岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 静岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成15年静岡市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の212.5」を「100分の222.5」に改める。

第2条 静岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の222.5」を「100分の217.5」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

（適用）

2 第1条の規定による改正後の静岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第6条第2項の規定は、令和4年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正前の静岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて令和4年12月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

静岡市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月16日

静岡市長 田 辺 信 宏

#### 静岡市条例第59号

静岡市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 静岡市特別職の職員の給与に関する条例（平成15年静岡市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の212.5」を「100分の222.5」に改める。

第2条 静岡市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の222.5」を「100分の217.5」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

（適用）

2 第1条の規定による改正後の静岡市特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第7条第2項の規定は、令和4年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正前の静岡市特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて令和4年12月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月16日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第60号

静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年静岡市条例第3号）の一部を次のように改める。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

給料表 の種類	行政職給料表		医療職 給料表 (1)	医療職 給料表 (2)	医療職 給料表 (3)	保育教諭 給料表	高等学校 等教育職 給料表	小学校中 学校教育 職給料表
	1級	2級	1級	1級	1級	1級	1級	1級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	145,000	199,400	308,600	159,200	189,900	155,000	153,200	164,400
2	146,100	201,200	311,900	160,800	192,200	156,600	154,700	165,900
3	147,300	203,000	315,100	162,400	194,500	158,200	156,200	167,400
4	148,300	204,900	318,300	164,000	196,800	159,800	157,700	168,900
5	149,400	206,400	321,000	165,600	198,700	161,400	158,700	170,500
6	150,500	208,200	324,600	167,200	200,100	163,000	160,500	172,400
7	151,600	210,100	327,900	168,800	201,500	164,600	162,300	174,200
8	152,600	211,900	331,400	170,400	202,900	166,200	164,100	176,000

9	153,600	213,500	334,200	172,000	204,200	167,800	165,800	177,700
10	155,000	215,400	338,000	173,600	205,700	169,400	167,700	179,800
11	156,200	217,200	341,500	175,200	207,200	171,000	169,600	181,800
12	157,500	219,000	345,300	176,800	208,700	172,600	171,500	183,700
13	158,700	220,500	348,300	178,400	209,800	174,000	173,300	185,600
14	160,100	222,300	351,800	180,000	210,100	175,200	175,500	187,700
15	161,600	224,000	355,500	181,600	210,500	176,500	177,700	189,800
16	163,100	225,900	359,200	183,200	211,100	177,900	179,900	191,900
17	164,300	227,600	362,000	184,800	211,500	179,500	182,000	194,100
18	165,800	229,300	365,900	185,800	212,200	181,000	184,500	196,400
19	167,200	231,000	369,800	187,400	213,200	182,700	187,000	198,900
20	168,700	232,600	373,700	189,000	214,300	184,400	188,700	201,200
21	169,900	234,000	376,600	190,600	215,600	186,200	190,300	203,600
22	172,600	235,800	380,500	191,700	217,100	188,100	191,300	205,200
23	175,100	237,400	384,300	193,300	218,200	190,000	192,200	206,900
24	177,600	239,000	388,200	194,900	219,300	190,900	193,000	208,600
25	180,100	240,100	391,500	196,500	220,300	191,800	193,700	210,100
26	181,800	241,600	394,300	197,700	222,100	192,700	194,700	211,500
27	183,400	243,000	397,100	199,500	223,900	193,900	195,500	213,100
28	185,000	244,200	399,900	201,300	225,700	195,100	196,500	214,600
29	186,500	245,500	402,400	203,100	227,300	196,300	197,300	216,300
30	187,700	246,700	404,900	204,500	228,900	197,700	199,000	218,000
31	189,200	247,700	407,400	205,800	230,500	199,000	200,700	219,700
32	190,600	248,900	409,800	207,100	232,100	200,100	202,400	221,400
33	192,100	250,300	411,900	208,400	233,500	201,300	203,900	222,700
34	193,000	251,300	414,500	209,700	235,100	202,900	205,400	224,400
35	194,200	252,500	417,100	211,400	236,700	204,500	206,900	226,100
36	195,400	253,800	419,700	212,900	238,300	206,100	208,400	227,700
37	196,400	254,700	422,100	214,400	239,600	207,700	209,700	229,100
38	197,400	256,100	424,500	215,500	241,300	209,300	211,500	230,800
39	198,300	257,300	426,900	216,700	243,000	210,900	213,300	232,500

40	199,400	258,600	429,300	217,700	244,700	212,500	215,100	234,200
41	200,600	260,100	431,400	218,900	246,000	214,100	216,800	235,800
42	201,800	261,500	433,500	220,300	247,700	215,600	218,800	237,500
43	203,100	262,700	435,600	222,300	249,400	217,100	220,800	239,100
44	204,400	263,900	437,700	224,200	251,100	218,600	222,800	240,700
45	205,400	265,200	439,600	226,200	252,600	220,100	224,600	242,300
46	206,700	266,400	442,500	227,400	254,300	221,600	226,400	243,800
47	208,000	267,700	445,400	229,400	256,000	223,100	228,200	245,100
48	209,200	268,800	448,300	231,400	257,700	224,600	230,000	246,400
49	210,300	269,900	450,900	233,400	258,900	226,100	231,700	247,500
50	211,400	271,100	453,500	235,100	260,500	227,600	233,600	248,800
51	212,300	272,400	456,100	237,200	262,100	229,100	235,500	250,200
52	213,400	273,700	458,700	239,300	263,700	230,600	237,400	251,300
53	214,500	274,700	461,300	241,400	265,000	232,100	239,100	252,400
54	215,400	275,900	463,900	243,300	266,800	233,500	240,900	253,800
55	216,300	277,200	466,500	245,500	268,600	234,900	242,700	254,800
56	217,300	278,500	469,100	247,700	270,400	236,300	244,500	255,800
57	217,600	279,400	471,700	249,900	271,400	237,700	246,300	257,000
58	218,400	280,500	474,300	251,500	273,300	239,100	248,100	258,000
59	219,100	281,400	476,900	253,800	275,200	240,500	249,900	259,100
60	219,800	282,500	479,500	256,100	277,100	241,900	251,700	260,100
61	220,500	283,600	481,800	258,300	278,300	243,300	253,400	261,300
62	221,500	284,600	484,200	260,300	280,000	244,700	255,200	262,000
63	222,300	285,600	486,600	262,600	281,700	246,100	257,000	262,900
64	223,000	286,600	489,000	264,800	283,400	247,500	258,800	263,500
65	223,700	287,100	491,100	267,000	284,700	248,900	260,200	264,500
66	224,400	288,000	493,500	269,000	286,400	250,200	262,100	265,900
67	225,300	288,700	495,900	271,200	288,100	251,500	264,000	267,000
68	226,200	289,600	498,300	273,300	289,800	252,800	265,900	268,300
69	226,900	290,700	500,500	275,400	291,200	254,100	267,400	269,800
70	227,500	291,500	502,600	277,400	292,800	255,300	268,800	271,300

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

静岡市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月16日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第61号

静岡市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

静岡市教育職員の給与に関する条例（平成15年静岡市条例第259号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

1	150,000	192,400	336,300	417,000
2	151,500	194,100	338,700	418,900
3	153,000	195,800	341,100	420,900
4	154,500	197,500	343,500	422,800
5	155,700	198,800	344,800	424,300
6	157,500	200,500	347,200	426,100
7	159,300	202,200	349,600	428,000
8	161,100	203,900	352,000	429,800
9	162,800	205,500	353,300	431,400
10	164,700	207,300	355,500	433,300
11	166,600	209,000	357,500	435,200
12	168,500	210,800	359,700	437,200
13	170,300	212,300	360,700	438,700
14	172,500	214,000	362,800	440,700
15	174,700	215,600	364,700	442,500
16	176,900	217,300	366,800	444,400
17	179,000	218,700	368,300	445,900

18	181,500	221,300	370,400	447,900
19	184,000	223,900	372,300	450,000
20	186,100	226,500	374,400	452,000
21	188,000	228,600	375,500	453,800
22	189,300	231,300	377,400	455,700
23	190,600	234,000	379,100	457,600
24	191,700	236,700	381,000	459,600
25	192,700	239,000	382,300	461,400
26	193,900	241,700	384,200	463,200
27	195,000	244,400	385,900	464,900
28	196,200	247,100	387,800	466,700
29	197,300	249,400	389,200	468,300
30	199,000	252,300	391,100	469,900
31	200,700	255,200	393,000	471,400
32	202,400	258,100	394,900	473,000
33	203,900	260,500	396,200	474,000
34	205,400	263,500	397,800	474,800
35	206,900	266,500	399,400	475,600
36	208,400	269,400	401,000	476,400
37	209,700	272,100	402,300	477,200
38	211,500	275,200	403,800	478,000
39	213,300	278,300	405,300	478,800
40	215,100	281,000	406,800	479,600
41	216,800	283,600	407,800	480,200
42	218,800	286,600	409,300	481,000
43	220,800	289,500	410,800	481,800
44	222,800	292,200	412,300	482,600
45	224,600	294,800	413,200	483,400
46	226,400	297,700	414,600	484,200
47	228,200	300,300	416,000	485,000

を



	48	230,000	302,900	417,400	485,700	
						」
「						
	1	153,200	195,400	336,300	417,000	
	2	154,700	197,100	338,700	418,900	
	3	156,200	198,800	341,100	420,900	
	4	157,700	200,500	343,500	422,800	
	5	158,700	201,800	344,800	424,300	
	6	160,500	203,500	347,200	426,100	
	7	162,300	205,200	349,600	428,000	
	8	164,100	206,900	352,000	429,800	
	9	165,800	208,500	353,300	431,400	
	10	167,700	210,300	355,500	433,300	
	11	169,600	212,000	357,500	435,200	
	12	171,500	213,800	359,700	437,200	
	13	173,300	215,300	360,700	438,700	
	14	175,500	217,000	362,800	440,700	
	15	177,700	218,600	364,700	442,500	
	16	179,900	220,300	366,800	444,400	
	17	182,000	221,700	368,300	445,900	
	18	184,500	224,300	370,400	447,900	
	19	187,000	226,900	372,300	450,000	
	20	188,700	229,500	374,400	452,000	
	21	190,300	231,600	375,500	453,800	
	22	191,300	234,300	377,400	455,700	
	23	192,200	237,000	379,100	457,600	
	24	193,000	239,700	381,000	459,600	
	25	193,700	242,000	382,300	461,400	に
	26	194,700	244,700	384,200	463,200	
	27	195,500	247,400	385,900	464,900	

28	196,500	250,100	387,800	466,700
29	197,300	252,400	389,200	468,300
30	199,000	255,300	391,100	469,900
31	200,700	258,200	393,000	471,400
32	202,400	261,100	394,900	473,000
33	203,900	263,500	396,200	474,000
34	205,400	266,500	397,800	474,800
35	206,900	269,500	399,400	475,600
36	208,400	272,400	401,000	476,400
37	209,700	275,100	402,300	477,200
38	211,500	278,200	403,800	478,000
39	213,300	281,300	405,300	478,800
40	215,100	283,600	406,800	479,600
41	216,800	285,900	407,800	480,200
42	218,800	288,600	409,300	481,000
43	220,800	291,100	410,800	481,800
44	222,800	293,200	412,300	482,600
45	224,600	295,600	413,200	483,400
46	226,400	298,200	414,600	484,200
47	228,200	300,600	416,000	485,000
48	230,000	303,000	417,400	485,700

」

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用)

- 2 この条例による改正後の静岡市教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の教育職員給与条例」という。）別表第1の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の教育職員給与条例の規定を適用する場合には、改正前の静岡市教育職員の

給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の教育職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月16日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第62号

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例  
静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例（平成29年静岡市条例第12号）  
の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第4条関係）

小学校中学校教育職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員		円	円	円	円	円
以外の職員	1	164,400	180,200	267,500	296,000	406,700
	2	165,900	182,300	269,900	298,600	408,200
	3	167,400	184,400	272,200	301,400	409,700
	4	168,900	186,600	274,400	303,800	411,200
	5	170,500	188,600	276,800	306,300	412,600
	6	172,400	190,600	279,100	308,400	414,000
	7	174,200	192,700	281,300	310,700	415,500
	8	176,000	194,800	283,400	312,800	417,100
	9	177,700	197,000	285,500	314,900	418,500
	10	179,800	199,600	287,800	317,200	419,900

11	181,800	202,200	290,100	319,600	421,300
12	183,700	204,800	292,200	322,100	422,600
13	185,600	207,400	294,600	324,500	423,900
14	187,700	209,100	296,400	326,400	425,300
15	189,800	210,700	298,300	328,300	426,700
16	191,900	212,400	300,000	330,400	428,100
17	194,100	214,200	301,800	332,200	429,300
18	196,400	215,800	304,100	334,400	430,600
19	198,900	217,500	306,300	336,500	431,800
20	201,200	219,100	308,700	338,500	433,100
21	203,600	220,900	310,900	340,600	434,200
22	205,200	222,800	313,300	342,400	435,400
23	206,900	224,700	315,500	344,200	436,700
24	208,600	226,600	318,100	345,800	438,000
25	210,100	228,100	320,500	347,500	439,300
26	211,500	230,100	322,800	349,300	440,500
27	213,100	232,100	325,000	351,200	441,500
28	214,600	234,100	327,100	353,100	442,600
29	216,300	235,900	329,200	354,900	443,800
30	218,000	238,600	330,800	356,700	444,600
31	219,700	241,300	332,400	358,400	445,400
32	221,400	244,000	334,000	360,300	446,300
33	222,700	246,600	335,800	361,600	447,200
34	224,400	249,400	337,900	363,300	447,700
35	226,100	252,000	340,000	364,800	448,200
36	227,700	254,700	342,000	366,600	448,700
37	229,100	257,000	344,000	368,500	449,200
38	230,800	259,400	345,900	370,000	449,700
39	232,500	261,900	347,900	371,300	450,200
40	234,200	264,100	349,800	372,900	450,700
41	235,800	266,600	351,300	374,000	451,200

42	237,500	268,900	353,100	375,400	451,700
43	239,100	271,100	354,700	376,800	452,200
44	240,700	273,200	356,400	378,300	452,700
45	242,300	275,300	358,200	379,700	453,200
46	243,800	277,500	359,900	381,300	453,700
47	245,100	279,600	361,200	382,900	454,200
48	246,400	281,500	362,800	384,400	454,700
49	247,500	283,800	364,000	385,800	455,200
50	248,800	285,500	365,500	387,300	455,700
51	250,200	287,400	367,100	388,800	456,200
52	251,300	289,200	368,700	390,200	456,700
53	252,400	290,600	370,100	391,400	457,200
54	253,800	292,700	371,600	392,700	
55	254,800	294,700	373,100	393,800	
56	255,800	296,900	374,600	394,900	
57	257,000	298,900	376,100	396,300	
58	258,000	301,300	377,500	397,500	
59	259,100	303,500	378,900	398,700	
60	260,100	306,100	380,200	400,000	
61	261,300	308,300	381,100	401,200	
62	262,000	310,700	382,300	402,200	
63	262,900	313,000	383,500	403,600	
64	263,500	315,200	384,600	404,900	
65	264,500	317,300	385,500	406,100	
66	265,900	319,100	386,700	407,200	
67	267,000	320,700	387,700	408,400	
68	268,300	322,300	388,800	409,500	
69	269,800	324,200	390,000	410,500	
70	271,300	326,300	391,000	411,700	
71	272,600	328,400	392,100	412,900	
72	274,000	330,400	393,300	414,100	

73	274,800	332,500	394,300	414,700
74	275,800	334,600	395,400	415,500
75	277,000	336,800	396,500	416,200
76	278,000	339,000	397,600	416,700
77	279,200	340,700	398,500	417,000
78	280,200	342,600	399,400	417,400
79	281,400	344,300	400,400	417,800
80	282,300	346,100	401,400	418,200
81	283,500	347,900	402,200	418,500
82	284,300	349,700	403,000	418,900
83	285,300	351,100	403,700	419,300
84	286,300	352,900	404,500	419,600
85	287,200	354,100	405,200	419,900
86	288,100	355,700	406,000	420,300
87	288,800	357,200	406,700	420,700
88	289,800	358,700	407,400	421,000
89	290,800	360,000	408,000	421,300
90	291,700	361,300	408,700	421,600
91	292,600	362,700	409,200	421,900
92	293,400	364,100	409,900	422,100
93	293,700	365,600	410,300	422,300
94	294,400	366,900	410,700	422,600
95	295,100	368,200	411,000	422,900
96	295,900	369,400	411,300	423,100
97	296,700	370,400	411,600	423,300
98	297,500	371,400	411,900	423,600
99	298,300	372,400	412,200	423,900
100	299,000	373,400	412,400	424,100
101	299,900	374,300	412,600	424,300
102	300,400	375,300	412,900	424,600
103	300,900	376,300	413,200	424,900

104	301,400	377,300	413,400	425,100
105	301,600	378,100	413,600	425,300
106	302,000	379,000	413,900	
107	302,300	379,900	414,200	
108	302,500	380,900	414,400	
109	302,700	381,700	414,600	
110	302,900	382,700		
111	303,200	383,700		
112	303,500	384,700		
113	303,700	385,300		
114	303,900	386,200		
115	304,100	387,100		
116	304,400	388,000		
117	304,700	388,800		
118	305,000	389,500		
119	305,300	390,300		
120	305,600	391,100		
121	305,800	391,700		
122	306,000	392,500		
123	306,200	393,200		
124	306,500	393,900		
125	306,800	394,500		
126		395,200		
127		395,700		
128		396,300		
129		397,000		
130		397,600		
131		398,100		
132		398,600		
133		398,900		
134		399,200		



135	399,500
136	399,800
137	400,100
138	400,400
139	400,700
140	401,000
141	401,300
142	401,600
143	401,900
144	402,200
145	402,400
146	402,700
147	403,000
148	403,200
149	403,400
150	403,700
151	404,000
152	404,200
153	404,400
154	404,700
155	405,000
156	405,200
157	405,400
158	405,700
159	406,000
160	406,200
161	406,400
162	406,700
163	407,000
164	407,200
165	407,400

再任用職員		225,200	271,100	298,100	324,400	405,200
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------

備考

- この表は、第2条第1号に掲げる者に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で小学校又は中学校に勤務する教頭である者の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2（第4条関係）

小学校中学校行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員		円	円	円	円	円	円
以外の職員	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100

20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000
21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900
22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800
23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800
24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700
25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700
26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100

51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200

82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600	381,500	393,300	
95		295,200	343,100	381,900	393,600	
96		295,600	343,500	382,300	393,800	
97		295,800	343,700	382,600	394,000	
98		296,100	344,100	383,100	394,300	
99		296,500	344,500	383,500	394,600	
100		296,900	344,800	383,900	394,800	
101		297,100	345,100	384,200	395,000	
102		297,400	345,500			
103		297,800	345,900			
104		298,100	346,300			
105		298,300	346,800			
106		298,600	347,200			
107		299,000	347,600			
108		299,300	348,000			
109		299,500	348,500			
110		299,900	348,900			
111		300,300	349,200			
112		300,600	349,500			

	113		300,800	350,000			
	114		301,000				
	115		301,300				
	116		301,700				
	117		301,900				
	118		302,100				
	119		302,400				
	120		302,700				
	121		303,100				
	122		303,300				
	123		303,600				
	124		303,900				
	125		304,200				
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100

備考 この表は、第2条第2号に掲げる者に適用する。

別表第3（第4条関係）

小学校中学校医療職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員		円	円	円	円	円	円
以外の職員	1	155,100	191,500	226,800	252,400	282,100	327,000
	2	156,500	193,100	228,400	253,500	284,000	329,000
	3	157,900	194,700	230,000	254,700	286,100	331,200
	4	159,300	196,300	231,600	256,000	288,100	333,400
	5	160,500	197,800	233,000	257,200	290,200	335,200
	6	162,300	199,300	234,600	258,400	292,300	337,400
	7	164,000	200,900	236,100	259,500	294,200	339,400
	8	165,600	202,400	237,700	260,500	296,200	341,600
	9	167,200	204,000	238,600	261,800	298,000	343,400
	10	168,900	205,700	240,000	262,500	299,900	345,500

11	170,500	207,300	241,400	263,400	301,500	347,600
12	172,300	209,000	242,500	264,200	303,100	349,700
13	173,700	210,400	244,000	265,300	305,100	351,200
14	175,500	212,000	245,300	266,400	307,000	353,200
15	177,400	213,600	246,500	267,600	309,100	355,100
16	179,200	215,200	247,800	268,700	311,100	357,100
17	181,100	216,600	248,600	270,200	313,100	358,900
18	182,600	218,200	249,800	271,900	315,100	360,900
19	184,400	219,900	250,900	273,600	317,200	362,900
20	186,200	221,600	252,000	275,300	319,300	364,900
21	187,700	222,900	253,400	277,000	321,100	366,700
22	189,200	224,400	254,200	278,700	323,100	368,700
23	190,700	225,800	255,100	280,400	324,900	370,800
24	192,200	227,300	256,000	282,000	326,900	372,900
25	193,800	228,500	257,000	283,700	328,600	374,300
26	195,100	229,900	258,100	285,400	330,500	376,100
27	196,600	231,200	259,200	287,200	332,500	377,900
28	198,000	232,400	260,400	288,800	334,500	379,600
29	199,500	233,600	261,800	290,200	335,800	381,400
30	200,700	234,900	263,400	291,800	337,600	382,900
31	202,000	236,400	265,000	293,400	339,300	384,500
32	203,300	237,700	266,500	295,100	341,100	386,200
33	204,700	238,700	267,800	296,800	342,800	387,500
34	206,100	240,000	269,500	298,500	344,600	388,800
35	207,400	240,900	271,100	300,300	346,500	390,100
36	208,800	242,100	272,700	302,100	348,300	391,300
37	209,900	243,400	274,100	303,400	350,100	392,400
38	211,200	244,500	275,600	305,100	351,800	393,600
39	212,500	245,600	277,200	306,600	353,400	394,700
40	213,800	246,700	278,600	308,200	355,100	395,800
41	214,900	247,800	279,800	309,900	356,300	396,600

42	216,100	248,700	281,200	311,600	357,400	397,400
43	217,300	249,600	282,700	313,200	358,600	398,200
44	218,500	250,400	284,200	314,900	359,800	399,000
45	219,600	251,500	285,700	315,800	361,000	399,400
46	220,700	252,800	287,400	317,200	361,800	400,000
47	221,700	254,100	289,100	318,700	363,000	400,500
48	222,700	255,300	290,700	320,300	364,100	400,900
49	223,600	256,800	291,900	321,700	365,100	401,300
50	224,500	258,200	293,500	323,000	366,100	401,600
51	225,400	259,400	294,800	324,200	367,100	401,900
52	226,300	260,600	296,400	325,500	368,100	402,200
53	226,600	261,600	297,700	326,600	368,900	402,500
54	227,400	262,900	299,200	327,600	369,700	402,800
55	228,000	264,200	300,600	328,700	370,600	403,100
56	228,800	265,300	302,100	329,700	371,500	403,400
57	229,500	266,100	303,100	330,200	372,000	403,700
58	230,200	267,300	304,300	331,100	372,800	404,000
59	230,800	268,500	305,500	331,900	373,600	404,300
60	231,400	269,600	306,900	332,800	374,400	404,700
61	232,100	270,500	308,200	333,600	374,800	404,900
62	232,700	271,600	309,400	333,900	375,500	405,200
63	233,300	272,700	310,700	334,500	376,200	405,500
64	234,000	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800
65	234,600	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000
66	235,300	275,700	314,100	336,500	377,900	406,300
67	236,000	276,600	314,900	337,200	378,600	406,600
68	236,700	277,700	315,700	337,900	379,200	406,900
69	237,300	278,700	316,300	338,600	379,600	407,100
70	237,900	279,700	317,000	339,100	380,100	407,400
71	238,500	280,800	317,700	339,700	380,600	407,700
72	239,000	281,900	318,300	340,300	381,100	408,000



73	239,600	282,500	319,000	340,600	381,700	408,200
74	240,300	283,200	319,200	341,200	382,200	
75	241,000	283,700	319,800	341,700	382,800	
76	241,500	284,500	320,400	342,300	383,400	
77	241,900	285,300	321,000	342,800	383,900	
78	242,400	285,900	321,500	343,300	384,400	
79	242,900	286,500	322,000	343,800	384,900	
80	243,200	287,100	322,500	344,200	385,400	
81	243,500	287,800	323,100	344,500	385,700	
82	243,800	288,300	323,600	344,800	386,200	
83	244,100	288,700	324,000	345,200	386,600	
84	244,400	289,100	324,500	345,500	387,000	
85	244,700	289,300	325,000	346,000	387,400	
86		289,500	325,400	346,300		
87		289,700	325,600	346,600		
88		289,900	326,000	346,900		
89		290,300	326,400	347,300		
90		290,500	326,800	347,600		
91		290,700	327,200	348,000		
92		290,900	327,600	348,300		
93		291,300	327,900	348,700		
94		291,500	328,100	349,000		
95		291,700	328,500	349,300		
96		292,000	328,800	349,600		
97		292,400	329,000	349,900		
98		292,700	329,300	350,300		
99		292,900	329,600	350,700		
100		293,200	329,900	351,100		
101		293,500	330,100	351,600		
102		293,700	330,400	352,000		
103		293,900	330,800	352,400		

	104		294,200	331,000	352,800		
	105		294,500	331,200	353,300		
	106			331,400			
	107			331,800			
	108			332,000			
	109			332,200			
	110			332,600			
	111			333,000			
	112			333,400			
	113			333,600			
再任用職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800

備考 この表は、第2条第3号に掲げる者に適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用)

- 2 この条例による改正後の静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例（以下「改正後の小中学校教育職員等給与条例」という。）別表第1から別表第3までの規定は、令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の小中学校教育職員等給与条例の規定を適用する場合には、改正前の静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の小中学校教育職員等給与条例の規定による給与の内払とみなす。

# 規 則

## 静岡市規則第78号

静岡市会計規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年12月15日

静岡市長 田 辺 信 宏

## 静岡市会計規則の一部を改正する規則

静岡市会計規則（平成15年静岡市規則第45号）の一部を次のように改正する。

第75条中第23号を第24号とし、第22号の次に次の1号を加える。

(23) 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金

## 附 則

この規則は、令和4年12月22日から施行する。

## 静岡市規則第79号

静岡市社会福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年12月15日

静岡市長 田 辺 信 宏

## 静岡市社会福祉法施行細則の一部を改正する規則

静岡市社会福祉法施行細則（平成15年静岡市規則第86号）の一部を次のように改正する。

第8条中「第1種社会福祉事業経営開始届出書」を「第1種社会福祉事業経営開始届」に改める。

第10条の見出し中「経営」を削り、同条中「施設を必要としない第1種社会福祉事業開始届出書」を「施設を必要としない第1種社会福祉事業開始届」に改める。

第21条を第22条とする。

第20条第1項中「様式第19号」を「様式第20号」に、「様式第20号」を「様式第21号」に改め、同条第2項中「第14条」を「第15条」に、「様式第21号」を「様式第22号」に、「様式第22号」を「様式第23号」に改め、同条第3項中「第15条、第16条、第18条」を「第16条、第17条、第19条」に、「様式第23号」を「様式第24号」に、「様式第24号」を「様式第25号」に改め、同条第4項中「様式第25号」を「様式第26号」に、「様式第26号」を「様式第27号」に改め、同条を第21条とする。

第19条中「様式第18号」を「様式第19号」に改め、同条を第20条とする。

第18条中「様式第17号」を「様式第18号」に改め、同条を第19条とする。

第17条中「様式第16号」を「様式第17号」に改め、同条を第18条とする。

第16条中「様式第15号」を「様式第16号」に改め、同条を第17条とする。

第15条中「様式第14号」を「様式第15号」に改め、同条を第16条とする。

第14条中「様式第13号」を「様式第14号」に改め、同条を第15条とする。

第13条中「第68条」の次に「、第68条の3第1項から第3項まで、第68条の4」を加え、「社

会福祉事業<sup>変更</sup>届出書（様式第12号）」を「社会福祉事業<sup>変更</sup>届（様式第13号）」に改め、同条<sup>廃止</sup>を第14条とする。

第12条の見出し中「第2種社会福祉事業経営」を「住居の用に供するための施設を必要としない第2種社会福祉事業」に改め、同条中「第2種社会福祉事業開始届出書（様式第11号）」を

「住居の用に供するための施設を必要としない第2種社会福祉事業開始届（様式第12号）」に改め、同条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

（第2種社会福祉事業の届出）

第12条 法第68条の2第1項又は第2項の規定による届出は、第2種社会福祉事業<sup>開 始</sup><sub>届</sub><sup>開 始</sup><sub>経営開始</sub>

（様式第11号）によらなければならない。

様式第7号中「第1種社会福祉事業開始届」を「第1種社会福祉事業経営開始届」に、「を開始したい」を「の経営を開始したい」に、「事業の種類」を「施設の種類」に改める。

様式第8号中「事業の種類」を「施設の種類」に改める。

様式第26号中「第20条関係」を「第21条関係」に改め、同様式を様式第27号とする。

様式第25号中「第20条関係」を「第21条関係」に改め、同様式を様式第26号とする。

様式第24号中「第20条関係」を「第21条関係」に改め、同様式を様式第25号とする。

様式第23号中「第20条関係」を「第21条関係」に改め、同様式を様式第24号とする。

様式第22号中「第20条関係」を「第21条関係」に改め、同様式を様式第23号とする。

様式第21号中「第20条関係」を「第21条関係」に改め、同様式を様式第22号とする。

様式第20号中「第20条関係」を「第21条関係」に改め、同様式を様式第21号とする。

様式第19号中「第20条関係」を「第21条関係」に改め、同様式を様式第20号とする。

様式第18号中「第19条関係」を「第20条関係」に改め、同様式を様式第19号とする。

様式第17号中「第18条関係」を「第19条関係」に改め、同様式を様式第18号とする。

様式第16号中「第17条関係」を「第18条関係」に改め、同様式を様式第17号とする。

様式第15号中「第16条関係」を「第17条関係」に改め、同様式を様式第16号とする。

様式第14号中「第15条関係」を「第16条関係」に改め、同様式を様式第15号とする。

様式第13号中「第14条関係」を「第15条関係」に改め、同様式を様式第14号とする。

様式第12号中「第13条関係」を「第14条関係」に、「変更したを廃止」を「変更したをの廃止する」に、

「変更した事項」を「変更事項」に、「廃止をした」を「廃止の」に改め、同様式を様式第13号とする。

様式第11号中「第12条関係」を「第13条関係」に、「第2種社会福祉事業開始届」を「住居の用に供するための施設を必要としない第2種社会福祉事業開始届」に改め、「次のとおり」の次に「住居の用に供するための施設を必要としない」を加え、同様式を様式第12号とし、様式第10号の次に次の1様式を加える。

【様式は掲載省略】

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

## (経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市社会福祉法施行細則の様式により提出されている文書は、この規則による改正後の静岡市社会福祉法施行細則の相当様式により提出された文書とみなす。



## 静岡市規則第80号

静岡市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年12月21日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第1条 静岡市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成15年静岡市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第22条第1号中「100分の190」を「100分の210」に、「100分の230」を「100分の250」に改め、同条第2号中「100分の90」を「100分の100」に、「100分の110」を「100分の120」に改める。

第2条 静岡市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

第22条第1号中「100分の210」を「100分の200」に、「100分の250」を「100分の240」に改め、同条第2号中「100分の100」を「100分の95」に、「100分の120」を「100分の115」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

（適用）

2 第1条の規定による改正後の静岡市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則第22条の規定は、令和4年12月1日から適用する。

## 静岡市規則第81号

静岡市歴史博物館条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年12月21日

静岡市長 田 辺 信 宏

## 静岡市歴史博物館条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市歴史博物館条例施行規則(令和3年静岡市規則第72号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「条例第7条第1項の規定により観覧料を納付した者」を「博物館の歴史資料を観覧しようとする者」に改める。

## 附 則

この規則は、静岡市歴史博物館条例（令和3年静岡市条例第60号）附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。

静岡市規則第82号

静岡市国民健康保険条例等施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年12月27日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市国民健康保険条例等施行規則の一部を改正する規則

静岡市国民健康保険条例等施行規則（平成16年静岡市規則第43号）の一部を次のように改正する。

附則第10項中「令和4年12月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 静岡市規則第83号

静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年12月27日

静岡市長 田 辺 信 宏

## 静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成15年静岡市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第26条第1項中「第6号」を「第8号」に改め、同項第6号中「配偶者」を「配偶者等」に改め、同号を同項第8号とし、同項第5号中「配偶者」を「配偶者等」に改め、同号を同項第7号とし、同項第4号中「配偶者」を「配偶者等」に改め、同号を同項第6号とし、同項第3号中「配偶者」を「配偶者等」に改め、同号を同項第5号とし、同号の前に次の1号を加える。

## (4) 第2号に掲げる者の父母

第26条第1項第2号中「又は」の次に「配偶者等（）」を、「含む。」の次に「」及び前号に掲げる者をいう。」を、「この項」の次に「、別表第2」を加え、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

## (2) 職員と性別が同一であって当該職員と婚姻関係と異ならない程度の実質を備え、日常生活において相互に扶助し合う関係にあると認められる者

別表第2の3中「、13及び15」を「及び15並びに別表第3」に改め、同表5中「とき」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情となる時、及び性別が同一である者と婚姻関係と異ならない程度の実質を備え、日常生活において相互に扶助し合う関係と認められる関係となる時を含む。)」を加え、同表9から11までの規定中「配偶者」を「配偶者等」に改める。

別表第3中「配偶者」を「配偶者等」に改める。

## 附 則

この規則は、令和5年1月1日から施行する。

## 静岡市規則第84号

静岡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年12月27日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

静岡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年静岡市規則第55号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「同条第1項第2号中「この項」を「同条第1項第3号中「この項、別表第2」に改める。

別表第3の3中「、12及び14」を「及び14並びに別表第4」に改め、同表4中「とき」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情となる時、及び性別が同一である者と婚姻関係と異ならない程度の実質を備え、日常生活において相互に扶助し合う関係と認められる関係となる時を含む。)」を加え、同表8中「配偶者」を「配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び職員と性別が同一であって当該職員と婚姻関係と異ならない程度の実質を備え、日常生活において相互に扶助し合う関係にあると認められる者をいう。以下同じ。）」に改め、同表9及び10中「配偶者」を「配偶者等」に改める。

別表第4中「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この表において同じ。）」を「配偶者等」に改め、同表姻族の項中「配偶者」を「配偶者等」に改める。

## 附 則

この規則は、令和5年1月1日から施行する。

静岡市規則第1号

静岡市歴史博物館条例の一部の施行期日を定める規則をここに制定する。

令和5年1月12日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市歴史博物館条例の一部の施行期日を定める規則

静岡市歴史博物館条例（令和3年静岡市条例第60号）附則第1項第3号に掲げる規定の施行期日は、令和5年1月13日とする。

告 示

静岡市告示第751号

国民健康保険法第80条の2の規定による保険料の徴収の事務の委託を定めた告示（平成25年静岡市告示第169号）の一部を次のように改正する。

令和4年12月28日

静岡市長 田 辺 信 宏

表中

「	KDD I 株式会社代表取締役社長	を
「	KDD I 株式会社代表取締役社長	に
	楽天銀行株式会社代表取締役社長	

改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。



# 駿河区選挙管理委員会告示

## 静岡市駿河区選挙管理委員会告示第1号

公職選挙法及び日本国憲法の改正手続に関する法律による駿河区の投票区を設置する告示  
(平成22年静岡市駿河区選挙管理委員会告示第9号)の一部を次のように改正する。

令和5年1月11日

静岡市駿河区選挙管理委員会委員長 三宅 衛

本則の表第32投票区の項中「向敷地」の次に「、向敷地一丁目、向敷地二丁目、向敷地三丁目、向敷地四丁目、向敷地五丁目及び向敷地六丁目」を加える。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。